

後 記

条坊街区を具備した都城は、藤原京(新益京)にはじまり、平城京・(後期難波宮に伴う)難波京・恭仁京・長岡京・平安京と、さまざまな歴史的要因を背景に、断続的にはあるが、建設が繰り返された。7世紀末から8世紀末に至る1世紀の間に6ヶ所の都城が造営されたことになる。あるいは、前期難波宮に伴う難波京や大津京、飛鳥京(倭京)など藤原京以前の時期の「都城」の実在性についての論議が、またそれら「都城」の歴史地理学的復原の試みが繰り返し企図されていることは周知の通りである。そうした中であって、本稿で藤原京と平城京を分析の対象としたのは、筆者自身この両都城に関する

調査研究にここ数年来直接携りえていることに負うところが大きいですが、同時に、両者についての発掘調査による実証的研究が他に比して格段に進んでおり、それだけに、他の都城の制を考究する際にも重要な意義を担わしめられているにもかかわらず、藤原京・平城京の条坊制や地割計画についての従来の通説には少なからぬ誤解があり、それが向後の都城制研究に徒らな混乱をもたらはしないかと些かの危惧を抱いたことによる。しかし、何よりも、生来鈍重な筆者が、拙ないながらもこの稿を起しえたのは奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部長狩野久氏の忝い懇請があったからに他ならない。それにもかかわらず、皮相的事象のみの検討に終始し、事実関係の一端を指摘するにとどまらざるを得なかったことについて、忸怩の念を禁じえない。

なお文中、多くの先学諸氏の見解に対し、非礼とも映じかねない言辞を弄した部分も少なくない。いずれも事実を見きわめんがための所業と御寛恕下さらんことを切に願うとともに、諸氏の学恩に対し感謝の意を表するばかりである。

分析検討に際して使用した諸資料およびデータは、すでに公表されたものであることを原則とした(1982年5月段階)。ただし、それだけでは不分明であった2点については原資料を参照せざるを得なかったが、その旨については註記した(註37および102)。

図版作成に際しては一部井上直夫氏の助力を得た。この作業のひとつのきっかけを与えてくれた藤田広幸君の御厚意ともども、ここに記すことにより謝辞にかえさせていただきたい。